協働環境委員会資料
平成29年10月24日提出

平成29年度夏季開催 「交流センター化に関する市民説明会」開催実績

【1】開催期間　平成29年7月24日～8月28日

【2】開催場所　下表の市内12地区の地区公民館

【3】参加者数

開催地区	鯰田	飯塚東	飯塚	頴田	庄内	鎮西	穂波	菰田	幸袋	立岩	二瀬	筑穂	12地区合計
開催日	H29.7.24	H.29.7.26	H29.7.27	H29.8.1	H29.8.3	H29.8.17	H29.8.23	H29.8.23	H29.8.24	H29.8.25	H29.8.28	H29.8.28	合計 485人 平均 40.4人
参加者数	51	26	24	37	37	37	41	30	31	50	73	48	

【4】主な質疑応答等

No.	質問事項	質問内容等	回答
1	交流センターの名称	施設の名称について、以前は「コミュニティセンター」と聞いていましたが、「交流センター」とした理由は何ですか。	「コミュニティセンター」では既存施設と名称が重複し混乱することや、市民から長すぎるという意見もあり、また当該施設を地域の交流の場とすることなどを考慮して名づけています。
2	交流センター化のメリット	交流センター化にはどのようなメリットがありますか。	施設利用の制約（社会教育法の制約）が緩和されることで、今までよりも地域密着で幅広い利用ができるようになり、地域住民や団体の活動が活性化され、協働のまちづくりを進められます。
3	交流センター化のデメリット	交流センター化にはどのようなデメリットがありますか。	交流センターへの移行に関して、生涯学習事業や社会教育事業の減退、地域の住民への負担増などの不安や心配を住民に与えることなどが考えられます。
4	交流センター化の時期	この時期（今年度）に交流センター化に取り組む理由は何ですか。	各地区のまちづくり協議会において、独自の活動や新たな事業に熱心に取り組んでいる状況があり、また各地区の施設整備も進めていることから、協働のまちづくりをさらに進めていくため、今年度取り組んでいます。
5	交流センターの運営体制	交流センターで勤務する職員体制はどのようになるのですか。	移行直後の職員の配置数や雇用方法は、現在と同様の予定です。なお、指定管理者への移行の際には、関係者等と検討、協議をするように考えています。

No.	質問事項	質問内容等	回答
6	交流センターの運営に関する市のかかわり方について	交流センターの運営に関して、市はどのように関わるのですか。	交流センター移行後、指定管理者制度導入までの間は、現在と同様に市が施設を管理運営します。なお、指定管理者導入後も、市として必要な施策を行うために、バックアップ等を行いたいと考えています。
7	交流センター化に伴う住民等への負担	交流センターに移行することで、地区住民やまちづくり協議会に今まで以上の負担がかかりますか。	地区内の活動が活発になれば住民負担も増加すると思われますが、過多な住民負担とならないように配慮しながら、地域で出来ることは地域で、市の業務は市が行うようにしたいと考えています。
8	生涯学習事業の継続	現在、地区公民館で開催されている事業は、交流センター化後も継続されますか。	現在実施されている事業や活動は、現在の内容を踏襲しながら、中央公民館と連携して、交流センター化後も継続、拡充していきたいと考えています。また、地区公民館運営審議会の後継機関として、交流センター運営審議会も設置して、運営のチェック等を行っていきます。
9	ボランティア活動等の従来の事業の施設利用	営利事業の実施が増加することによって、ボランティア活動等の、従来の事業がこれまで同様に実施できるようにしてほしいです。	そのような運営が出来るように努めていきます。
10	サークル・講座活動等の会場使用	公民館事業に関して、会場の使用や使用料に変更は生じますか。	地域の方々が使用する貸館や使用料（減免を含む）については、原則として現行のとおりの対応が出来るように検討、調整等を行っています。
11	営利事業実施	営利目的での施設使用は認められるのですか。また、その使用の際には制限や条件はあるのですか。	営利目的での利用（野菜やグッズ販売、演奏発表会など）は可能です。なお、円滑な施設利用が行えるように、関係部署で利用方法や条件等のルールの検討、調整を行っているところです。
12	営利事業活動	まちづくり協議会や地域住民は営利事業を必ず実施しなければならないのですか。	市のほうからまちづくり協議会や地域の方々に営利事業の実施を強制することはありません。地域が活性化するために、地域で営利事業も含めて色んな事業に取り組んでもらいたいと考えていますので、まちづくり協議会等で実施の意向があれば、関係機関等と協議しながら実施できるようにしたいと考えています。
13	小中一貫校（交流センター併設）における営利事業の実施	営利事業の実施に関して、教育現場との調整はできていますか。教育施設内でも営利事業は実施出来るのですか。	児童の教育を最優先する中で、教育環境を守りながら交流センターでの事業展開が出来るように、関係機関等と協議、検討を行っていきます。
14	指定管理者導入時期	指定管理制度はいつ導入されるのですか。	導入時期は定めていません。市が一方的に全市的に導入時期を決定するのではなく、各地域の方々と相談、協議しながら、導入可能な地区から導入したいと考えています。

No.	質問事項	質問内容等	回答
15	指定管理者となる団体等	指定管理者としてどのような団体や企業を考えていますか。	現時点では、各地区のまちづくり協議会を候補として考えています。指定管理者の導入の判断基準等は検討しているところです。
16	まちづくり協議会による指定管理後の運営	まちづくり協議会自体が指定管理者になった際には、施設管理はどのように行われていくのですか。	まちづくり協議会が地域の人材を直接雇用して、交流センターの施設管理・運営や各種事業を実施していただくことになります。
17	交流センター運営審議会	地区公民館運営審議会の後継組織は設置するのですか。	全地区において、地域の施設利用者やまちづくりに関する活動を行っている方等で構成した審議会を設置したいと考えています。
18	施設（交流センター）整備計画	現施設（交流センター）の整備予定はどのようになっていますか（複数の地区より質問あり）。	質問のあった地区の施設について、飯塚市地区公民館施設整備実施計画で規定している内容（整備方針や工事時期など）を説明しています。
19	冷暖房稼動期間	冷暖房の稼動期間を延期してほしいです。	利用状況等をふまえて、検討、調整を行います。
20	避難所機能	避難所でもあるので、その機能が発揮できるようにしてほしいです。	防災安全課等の関係部署と協議していきます。

協働環境委員会資料

第2次飯塚市環境基本計画　事務事業実施状況表

平成29年10月24日提出

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名（見直後）	内容（見直後）	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	自己評価	【参考】平成29年度事業計画
Ⅰ　循環型社会の形成	(1)ごみ減量化	①　ごみの発生抑制のための取組の普及	ア　買い物袋（マイバッグ）持参運動の促進	ホームページ・市報掲載により、買い物袋（マイバッグ）持参運動の普及・広報を行います。	●	→	→	環境整備課	福岡県が実施するマイバッグキャンペーンについて、環境会議会報及びホームページに掲載、市役所内にポスターを掲示し啓発を行った。	5　達成（100%）	市報10月号、ホームページ等に掲載し、啓発を行います。
			イ　生ごみ処理方法の普及促進	生ごみ処理容器等を用いた処理・活用方法を広報し、生ごみの減量化・資源化を進めます。	●	→	→	環境整備課	経過措置として、平成27年度までに処理容器・処理機及び段ボールコンポスト購入に対し補助金を交付した。【補助基数:1基】	4　50%以上達成	市ホームページや会報誌で生ごみ処理器等の活用方法に関する情報提供を行い、生ごみの減量化・資源化の普及・啓発を行います。
			ウ　生ごみ減量化運動・食品ロス削減の普及・啓発	エコ工房での各種講座や市役所窓口において、生ごみの減量化及び食品ロス削減に向けて、生ごみの水切りや食べ残し削減に関する啓発を行います。	●	→	→	環境整備課	エコ工房での教室開催　17回	5　達成（100%）	エコ工房での各種講座を15回開催します。
				各種講座や研修会において、生ごみの減量化及び食品ロス削減に向けて、生ごみの水切りや食べ残し削減に関する啓発を行います。	●	→	→	健幸・スポーツ課	食生活改善推進員養成講座（2教室10回）や食生活改善推進員研修会（46回）の中で、エコクッキングの啓発（地産地消、作りすぎない、買いすぎない、無駄なく使う、手順を考えエネルギーロスしないなど）や食品ロス削減の啓発を行った。エコ工房でエコクッキングを8回開催。エコスタでエコクッキングの啓発を行った。	4　50%以上達成	食生活改善推進員養成講座(2教室）や食生活改善推進員研修会（41回）の中で、エコクッキングの啓発を行います。
				学校及び各家庭において食べ残しを出さないよう指導を行い、生ごみの減量化及び食品ロス削減を啓発します。	●	→	→	学校教育課	市内全小中学校で食べ残しを出さない指導を実施した。	4　50%以上達成	給食指導や学級活動等で食べ残しを出さないよう指導します。
			エ　ごみ減量に関する啓発や情報の提供	ごみ減量に関する啓発教材により、情報の提供を行います。	●	→	→	環境整備課	いいづか環境会議と協働で「ごみ分別ゲーム」を各地区公民館や集会所で行い、啓発を実施した。また、ごみ分別表（簡易版）を作成し、配布を行った。	4　50%以上達成	「ゴミ分別ゲーム」の実施拡大による啓発を実施します。 飯塚市「家庭ごみ」の分け方・出し方（簡易版）を配布します。
			オ　施設見学会の実施	クリーンセンター施設見学を行い、ごみ減量意識の向上を図ります。	●	→	→	環境対策課	21小学校、4団体、1,181名の見学受入れを行った。	5　達成（100%）	施設見学の受け入れを行います。
			カ　デポジット制度の有効性に関する情報発信	製品価格に一定のデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の容器返却時に預託金を返却することで容器回収を促進させる「デポジット制度」の有効性や活用方法に関する情報を提供・発信します。		●	→	環境整備課	エコスタいいづかにおいて、試験的実施を検討したが、実施には至らなかった。	2　検討したが未着手	市ホームページや環境イベントにおいて、情報提供を行います。
		②　ごみ出しルールの徹底	ア　事業者に対する指導	ごみの適正排出について訪問及びチラシの配布により、事業者を指導します。	●	→	→	環境対策課	不適正な排出を行っている事業者を訪問し指導を行った。	5　達成（100%）	不適正な排出を行っている事業者を訪問し指導を行います。
			イ　ごみの分け方・出し方の作成・配布	「家庭ごみの分け方・出し方」、「事業ごみの分け方・出し方」を作成・配布します。	●	→	→	環境対策課	本庁・各支所・各公民館で配付を行った。 近大、九工大の新入生説明会で配布を行った。	5　達成（100%）	本庁・各支所・各公民館及び近大、九工大の新入生説明会で配布します。又、ごみ分別表を作成し、配布します。
			ウ　ごみ出しルールの啓発	自治会や公民館を通じて、ごみ出しルールの徹底を図ります。	●	→	→	環境対策課	いいづか環境会議と協働し、公民館で地区公民館でごみ分別学習会を実施した。	3　50%未満達成	実施方法等を検討します。
			ア　環境美化活動の促進	まちづくり協議会等による環境美化活動を促進します。	●	→	→	環境整備課	まちづくり協議会等に環境美化活動の実施の呼び掛けを行った。	4　50%以上達成	まちづくり協議会等に環境美化活動実施への呼びかけを行います。

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名（見直後）	内容（見直後）	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	自己評価	【参考】平成29年度事業計画
		③ 不法投棄防止のための美しい環境整備	イ 産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するため、関係機関と連携して、事業者を指導します。	●	→	→	環境整備課	県と連携して、産業廃棄物に関する相談や苦情等の対応、指導を行った。	4 50%以上達成	産業廃棄物に関して、県と連携して不適切処理及び不法投棄の防止に努めます。
					●	→	→	環境対策課	環境対策課として、指導すべき事案がある場合は指導を行っている。	4 50%以上達成	関係機関と連携して不適正処理及び不法投棄の防止に努めます。
			ウ 一般廃棄物の適正処理	「廃棄物の減量及び処理適正化等に関する条例」に基づき、ごみの排出抑制・再資源化や市民への広報・啓発を行います。				環境整備課	※中間見直しにより事業名を追加		飯塚市「家庭ごみ」の分け方・出し方（簡易版）を配布し、ごみ減量化・再資源化に関する啓発を行います。
								環境対策課	※中間見直しにより事業名を追加		回覧文書等による啓発を行います。
			エ ポイ捨て禁止モデル地区の検討	ポイ捨て禁止に関して周知・啓発を推進し、ポイ捨て禁止モデル地区を検討・設定します。		●	→	環境整備課	関係機関と協議・検討をしたが、具体的な候補地選定には至っていない。	2 検討したが未着手	啓発看板等を活用しポイ捨て禁止に関する周知啓発を行い、モデル地区の検討・設定を行います。
						●	→	環境対策課	不法投棄が頻繁に起こる箇所に看板を設置した。	4 50%以上達成	関係機関と協議・検討を進めます。
			オ 監視パトロールの強化	関係機関との連携により、監視パトロールを強化します。	●	→	→	環境対策課	飯塚地区管内については直営班、4支所管内についてはシルバー人材センターに委託し、パトロールを行った。	4 50%以上達成	飯塚地区管内については直営班、4支所管内についてはシルバー人材センターに委託し、パトロールを行います。
			カ 監視カメラ・不法投棄防止看板の設置	不法投棄多発地点に監視カメラや不法投棄防止看板を設置します。	●	→	→	環境対策課	不法投棄防止看板24枚設置した。	4 50%以上達成	不法投棄防止看板、監視カメラ、監視カメラ（ダミー）を設置します。
		④ 市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進	一斉清掃の実施	地域での一斉清掃を促進し、ごみを捨てさせない環境づくりを進めます。		●	→	環境整備課	12地区中8地区では、各々で実施日や月間を設け一斉清掃を実施した。（1地区予定していたが、中止となった。）残り3地区においては、自治会単位で実施した。	4 50%以上達成	地域単位での一斉清掃を支援し、環境づくりを進めます。
						●	→	環境対策課	28年度は実施なし。	1 未着手	関係機関と協議・検討を進めます。
		⑤ 環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用	ごみ拾いボランティアの紹介	ボランティアでごみ拾いを実施している事例を広報等で紹介し、啓発します。		●	→	環境整備課	市ホームページでの広報、エコスタいいづかでの活動紹介を実施した。また、市役所ロビーでの活動パネル展示を行った。	4 50%以上達成	市ホームページやエコスタいいづかでの活動紹介を行います。 また、市役所内での活動展示を行います。
	(2)分別の徹底	① リサイクル率向上のための施策	ア ごみ分別・リサイクル推進によるごみ減量化への普及啓発事業	環境イベントにより、リサイクルの目的やごみ分別（特に紙ごみの資源としての分別）の必要性・方法などを市民に啓発します。	●	→	→	環境整備課	ペットボトルキャップ回収事業は回収拠点2ヶ所拡充し、計51か所に設置している。 いいづか環境会議と協働し、「ごみ分別チラシ」を作成し配布した。 エコ工房教室開催数105回（新聞紙、広告紙、牛乳パック、古布等の再利用品を使用しての物づくり講座等）	5 達成（100%）	ペットボトルキャップ回収事業における回収団体を拡充します。また、「ゴミ分別ゲーム」の実施拡大による啓発を行います。 飯塚市「家庭ごみ」の分け方・出し方（簡易版）を配布します。 エコ工房でのエコ講座を115回開催します。 環境イベントなどで市民に啓発を行います。
					●	→	→	環境対策課	分別できていないごみ袋を排出された地域にチラシを配付し、啓発を行った。	4 50%以上達成	分別できていないごみ袋を排出された地域にチラシを配布し、啓発を行います。又、関係機関と連携して取組みを行います。

基本目標	環境目標	取組の方向性	事業名（見直後）	内容（見直後）	実施中	5年以内実施	10年以内実施	担当課	平成28年度実施状況	自己評価	【参考】平成29年度事業計画
			イ　ごみ分別・リサイクルの啓発	リサイクルの目的やごみ分別の必要性・方法などを市民に理解しやすい内容で啓発します。また、学校では廃棄物の再利用・リサイクルに取り組むとともに、循環型社会づくりにむけた学習を行います。	●	→	→	学校教育課	6～7月に小学校で社会科、総合的な学習の時間等において、リデュース・リユース・リサイクルなどを取り上げ、循環型社会づくりに向けた学習を行った。	4　50%以上達成	学校の実態に応じて、社会科、総合的な学習の時間等において、リデュース・リユース・リサイクルなどを取り上げ、循環型社会づくりに向けた学習を行います。
			ウ　分別の細分化の検討	環境施設等広域化に関する任意協議会の協議結果を経てから、改めて分別の細分化を検討します。			●	環境対策課	平成28年度は実施していない。細分化については、既存施設では限界があり、今後の検討課題としている。	2　検討したが未着手	協議・検討を行います。
			エ　資源回収に対する補助と指導	資源回収団体に対する補助を行うとともに、活動のない団体への呼びかけを行います。	●	→	→	環境整備課	資源回収団体奨励補助金交付。市のホームページにおいて補助金について周知している。	5　達成（100%）	資源回収団体奨励補助金を交付するとともに活動のない団体への呼びかけを行います。
			オ　グリーン購入の推進	飯塚市環境物品調達方針に基づき、グリーン購入を進めるとともに、市民や事業者のグリーン購入を啓発します。	●	→	→	契約課	8月に飯塚市環境物品調達方針を見直し、環境物品調達について推進、指導を行った。	4　50%以上達成	庁内の事務事業におけるグリーン購入を徹底するため、平成29年度飯塚市環境物品調達方針を策定し、職員並びに事業者のグリーン購入を啓発します。
					●	→	→	環境整備課	ホームページで市民や事業者への購入啓発を行った。	4　50%以上達成	市ホームページで市民や事業者への購入啓発を行います。
			カ　公共事業におけるリサイクルの推進	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。	●	→	→	土木建設課	事業の実施については、再生材（ｸﾗｯｼｬﾗｰﾝ等）を計上し、ﾘｻｲｸﾙの推進を図り、各種環境型製品についても積極的に導入している。	4　50%以上達成	事業における使用資材については、各種環境型製品を使用します。
					●	→	→	農業土木課	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を実施設計に組み込んだ。	5　達成（100%）	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を実施設計に組み込みます。
					●	→	→	建築課	公共工事における建設副産物についてはリサイクル（中間処理）に努めており、資材等については環境配慮型製品（再生製品）を活用している。	5　達成（100%）	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。
			キ　フリーマーケットやバザー、エコ工房事業の拡大	誰でも参加しやすいフリーマーケットやバザー、エコ工房事業を拡大します。	●	→	→	環境整備課	エコ工房まつりとエコスタいいづかでフリーマーケットを実施した。また、エコ工房で子ども服交換会（21回）・おもちゃのかえっこ（1回）を実施した。	4　50%以上達成	エコスタいいづかでフリーマケットを実施します。 エコ工房でフリーマーケットや子ども服・おもちゃの交換会、ぷちフリーマーケットを実施します。
		②　拠点ボックスのさらなる活用	拠点回収ボックスの利用促進	拠点回収ボックスを周知するとともに、有効に活用されるための方策を検討します。	●	→	→	環境対策課	隣組回覧（拠点回収ボックス）で分別・利用方法について周知を行った。	3　50%未満達成	回覧文書等による啓発を行います。

協働環境委員会
平成29年10月24日提出

公用車による交通事故について

1. 事故発生日時 ： 平成29年9月14日(木) 午前10時頃

2. 事故発生場所 ： 飯塚市吉原町6－1 あいタウン内駐車場

3. 公用車登録番号 ： 筑豊100 さ1041(生涯学習課所管車両)

4. 事故の概況 ： 市民交流プラザへ物品搬入のため「あいタウン」内駐車場へ進入した際、施設内天井に設置されている防煙垂壁(強化ガラス製)に車両天井部が接触し、防火垂壁が破損したもの。

5. 損害賠償額：140，400円

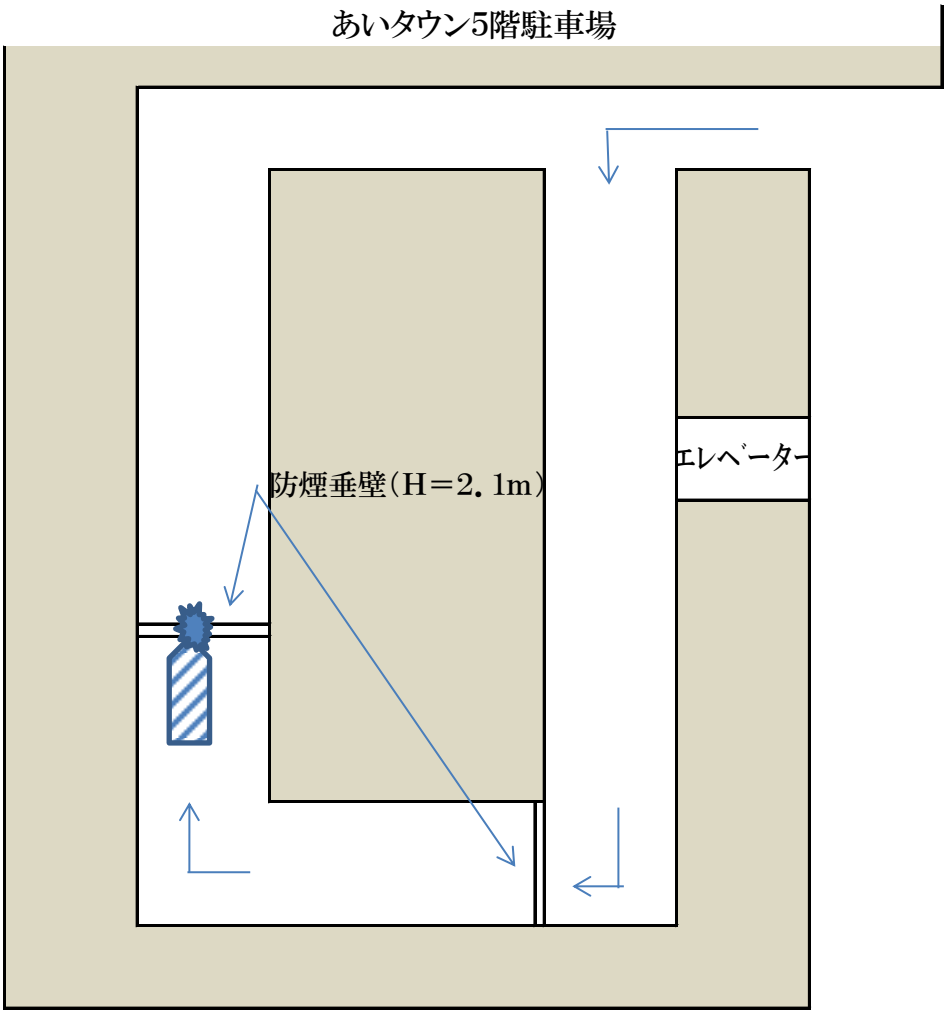

国民健康保険事業費納付金の試算結果について

平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営責任主体となる新たな仕組みがスタートします。この仕組みの中で、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」と言います。）制度が導入されます。

この度、福岡県では、納付金について市町村ごとの試算を行いましたので、その結果を公表します。

１　試算の目的と結果（概要）

（１）目的

納付金制度は、県全体の保険給付費等（保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金）について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度です。

納付金は、医療費水準や所得水準に応じた分担になることに加え、これまで市町村ごとに算定していた給付費等が、県全体一つで算定されることから、市町村の実質的な財政負担に変動が生じることとなります。

このため、平成２９年度に新制度が施行されたと仮定し、納付金について、国の通知に基づく条件の下で、試算を行いました。

（２）試算結果

別表のＢ欄のとおり、負担緩和を行う前において、負担が増加する市町村が３４団体、減少する市町村が２６団体となっています。

今般の制度変更に伴い負担が増加する市町村については、国費や県費を活用して、市町村負担を緩和することとされています。

負担が増加する市町村に対して、現行負担を超えないよう負担緩和を行った場合の試算結果は、別表のＣ欄のとおりです。

負担緩和対象額	約３８．０億円
国費	約　９．６億円
県費	約２８．４億円

２　試算の留意事項

（１）今回試算した納付金は、保険料とは異なります。保険料は、次の図のとおり、納付金から市町村向け国費・県費等を控除したものをベースに、各市町村において設定さ

れます。

＜納付金と保険料の関係＞

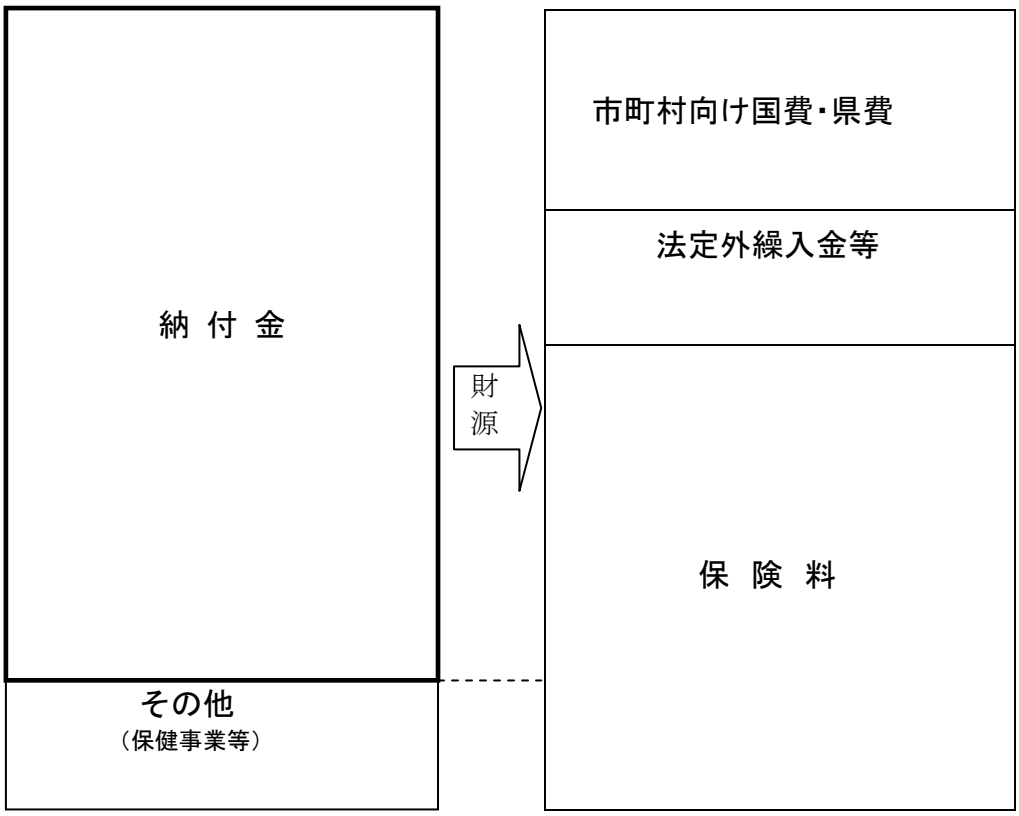

（２）市町村ごとの平成２９年度の１人あたり納付金額を推計し、平成２７年度の１人あたり納付金相当額（決算ベース）と比較しています。

また、県向け国費が、全額反映されておりません。

このため、今後、納付金の額は変動します。

３　今後の進め方（予定）

現在、県では、負担緩和のあり方を含め、納付金の算定について、県の附属機関である「福岡県国民健康保険運営協議会」に諮問し、審議していただいているところです。今後、同協議会の答申を受け、年内を目途に県としての方針を決定する予定です。

なお、平成３０年度の納付金の算定は、年末の国の確定係数の提示を受けて、平成３０年１月頃に行います。

（別表） 市町村別１人あたり納付金額の試算結果

番号	市町村名	H27納付金相当額（決算ベース） A （円）	H29納付金試算額（負担緩和前） B （円）	対27年度伸び率 B/A（%）	負担緩和対象団体	H29納付金試算額（負担緩和後） C （円）	負担緩和措置後対27年度伸び率 C/A（%）
	県計	127,870	130,035	101.69	34団体	126,759	99.13
1	北九州市	127,911	132,823	103.84	○	127,911	100.00
2	福岡市	133,759	133,303	99.66		133,303	99.66
3	大牟田市	123,858	124,704	100.68	○	123,858	100.00
4	久留米市	130,807	129,841	99.26		129,841	99.26
5	直方市	115,765	120,851	104.39	○	115,765	100.00
6	飯塚市	130,633	120,418	92.18		120,418	92.18
7	田川市	123,490	121,160	98.11		121,160	98.11
8	柳川市	139,024	141,449	101.74	○	139,024	100.00
9	嘉麻市	121,761	111,843	91.85		111,843	91.85
10	朝倉市	140,040	143,877	102.74	○	140,040	100.00
11	八女市	142,318	145,588	102.30	○	142,318	100.00
12	筑後市	136,053	135,961	99.93		135,961	99.93
13	大川市	149,766	131,787	88.00		131,787	88.00
14	行橋市	110,321	125,395	113.66	○	110,321	100.00
15	豊前市	120,471	134,372	111.54	○	120,471	100.00
16	中間市	113,747	113,408	99.70		113,407	99.70
17	小郡市	126,490	132,236	104.54	○	126,490	100.00
18	筑紫野市	120,341	130,119	108.13	○	120,341	100.00
19	春日市	121,510	125,998	103.69	○	121,510	100.00
20	大野城市	118,546	125,932	106.23	○	118,546	100.00
21	太宰府市	115,614	129,679	112.17	○	115,614	100.00
22	那珂川町	128,250	125,101	97.54		125,101	97.54
23	宇美町	129,291	123,866	95.80		123,866	95.80
24	篠栗町	126,564	128,139	101.24	○	126,564	100.00
25	志免町	127,956	126,479	98.85		126,479	98.85
26	須恵町	133,612	130,055	97.34		130,055	97.34
27	新宮町	129,000	135,814	105.28	○	129,000	100.00
28	古賀市	120,974	123,098	101.76	○	120,974	100.00
29	久山町	129,761	148,033	114.08	○	129,761	100.00
30	粕屋町	141,870	140,124	98.77		140,124	98.77
31	宗像市	119,368	127,857	107.11	○	119,367	100.00
32	福津市	110,746	128,845	116.34	○	110,746	100.00
33	芦屋町	129,358	127,166	98.31		127,166	98.31
34	水巻町	105,957	120,443	113.67	○	105,957	100.00
35	岡垣町	127,447	125,801	98.71		125,801	98.71
36	遠賀町	116,953	129,477	110.71	○	116,952	100.00
37	小竹町	116,606	112,593	96.56		112,593	96.56
38	鞍手町	112,004	119,384	106.59	○	112,004	100.00
39	宮若市	131,033	118,049	90.09		118,049	90.09
40	桂川町	119,545	114,664	95.92		114,664	95.92
41	筑前町	127,928	131,728	102.97	○	127,928	100.00
42	東峰村	125,525	123,632	98.49		123,632	98.49
43	糸島市	121,791	123,972	101.79	○	121,791	100.00
44	うきは市	132,752	127,047	95.70		127,046	95.70
45	大刀洗町	110,078	128,712	116.93	○	110,078	100.00
46	大木町	150,533	147,506	97.99		147,506	97.99
47	広川町	128,486	133,883	104.20	○	128,486	100.00
48	みやま市	125,900	137,192	108.97	○	125,900	100.00
49	香春町	120,531	120,199	99.72		120,199	99.72
50	添田町	96,022	97,799	101.85	○	96,022	100.00
51	福智町	104,493	101,767	97.39		101,767	97.39
52	糸田町	109,369	99,566	91.04		99,566	91.04
53	川崎町	123,276	98,945	80.26		98,945	80.26
54	大任町	121,298	107,442	88.58		107,442	88.58
55	赤村	71,425	95,782	134.10	○	71,425	100.00
56	苅田町	117,870	128,171	108.74	○	117,870	100.00
57	みやこ町	107,876	114,164	105.83	○	107,876	100.00
58	築上町	98,781	123,022	124.54	○	98,781	100.00
59	吉富町	81,966	114,788	140.04	○	81,966	100.00
60	上毛町	90,855	128,517	141.45	○	90,855	100.00

負担緩和対象額（計）（百万円）

3,800

国費（百万円）

962

県費（百万円）

2,838

※本試算は、平成27年度決算等を基に平成29年度の推計を行ったものである。平成30年度の納付金については、平成28年度決算等を踏まえ改めて算定する。

協働環境委員会資料
平成29年10月24日提出

災害廃棄物の処理等に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、飯塚市地域防災計画に基づき、飯塚市内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、飯塚市（以下、「甲」という。）が、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下、「乙」という。）に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、第５条の手続きにより、乙に協力を要請する。

（１）災害廃棄物の撤去
（２）災害廃棄物の収集・運搬
（３）災害廃棄物の処分
（４）前各号に伴う必要な事業

（情報の提供）

第４条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に飯塚市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第５条　甲は、協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、書面により難い場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

（１）協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
（２）地域名
（３）災害廃棄物の種類及び量
（４）収集運搬車両の種類・規格・台数等
（５）出動希望日時
（６）収集場所及び処分場所
（７）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第６条　乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
（２）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（実施報告）

第７条　乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。

（１）実施した災害廃棄物の処理等の内容
（２）地域名
（３）災害廃棄物の種類及び量
（４）収集運搬車両の種類・規格・台数等
（５）出動日時
（６）収集場所及び処分場所
（７）その他必要な事項

（費用等）

第８条　第３条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第９条　この協定に関する窓口は、甲においては飯塚市市民環境部環境対策課、乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

（協会員の状況等の報告）

第１０条　乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年５月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協　議）

第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成２９年１０月１１日

甲　福岡県飯塚市新立岩５番５号
飯塚市
飯塚市長　片峯誠

乙　福岡県福岡市博多区吉塚本町１３番４７号
公益社団法人　福岡県産業廃棄物協会
会　長　鎌田幸男

協 働 環 境 委 員 会 資 料
平成 29 年 10 月 24 日提出

白旗山メガソーラー開発（一条工務店）の事業継承について

白旗山において（株）一条工務店がメガソーラー設置のため開発を計画していた土地を売却し、所有権が移転していることが判明しました。また、それに伴い、同地における太陽光発電施設設置許可権利も譲渡されています。

記

1　所有権等移転の内容

（1）売買契約締結年月日　　平成 29 年 7 月 27 日

（2）権利取得者（譲受人）

住所　　岡山県岡山市東区九蟠 1119 番地 15

氏名　　株式会社光南溶工　代表取締役　山本和則

（3）売買地　　飯塚市幸袋 779 番地 1　外 31 筆

（4）売買面積　　371,042.90 ㎡

（5）利用目的　　太陽光発電施設等の設置予定

※「国土利用計画法　第 23 条」に基づき、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に提出する、「土地売買等届出書」が提出（平成 29 年 9 月 25 日）された。

2　市に対する必要な手続き

（1）　事業の譲渡等の届出書の提出

※「飯塚市自然環境保全条例　第 9 条」に基づき譲り受けた者が飯塚市長に提出する。

白旗山メガソーラー開発（一条工務店）の事業継承について

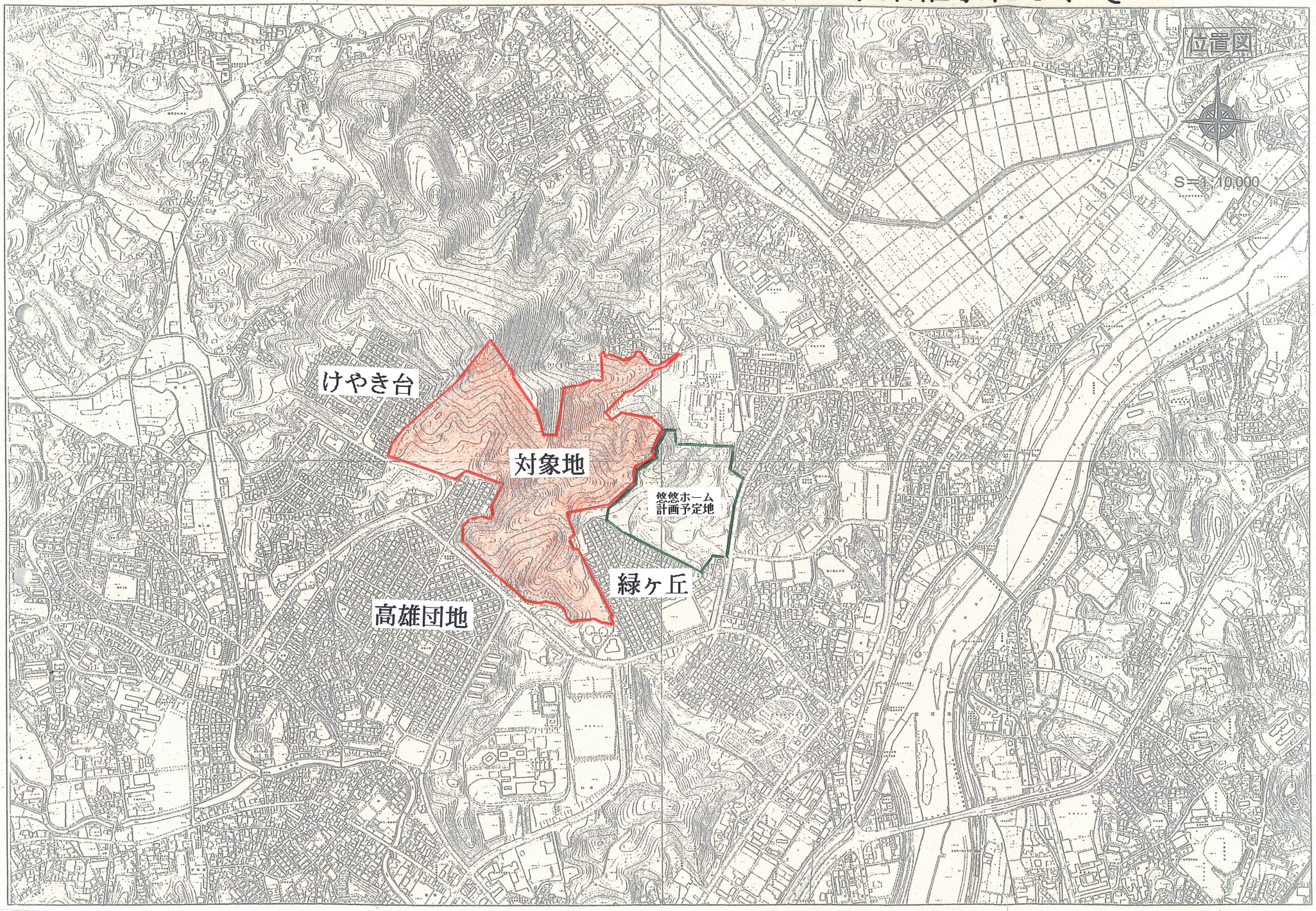

協 働 環 境 委 員 会
平成29年10月24日提出

新旧対照表（公共施設等のあり方に関する第3次実施計画）

ページ	箇所	旧	新	修正事由	備考
1-11	複数	数字や記号など半角・全角及び文字フォント混在	表示形式の統一	表示形式変更のみ …字体、半角数字に統一	
260	④増改築等の状況の実施年度	24	25	数値の誤り	
262	所在地	西町7番地8号	忠隈523番地	表示の誤り	
268	休館日	42370	1月1日	表示の誤り	
318	敷地面積	２，８３１㎡	３６，６９３㎡	数値の誤り	
326	需用費【b】	2,148	2,079	数値の誤り	
326	支出合計（単位・千円）	9,741	9,672	数値の誤り	
326	①小計【a+b+c+d+e】	9,741	9,672	数値の誤り	
326	②小計【b+c+d+e+f】	8,573	8,504	数値の誤り	
327	総支出/利用者数（円/人）	29,608円	29,398円	数値の誤り	
340	⑤備考	年間利用企業数については、3月31日現在を記入。	②運営状況の「年間利用者数」については、3月31日現在の入居企業数を記入。	表示の誤り	
340	⑤備考	参考の人員体制については、㈱福岡ソフトウェアセンター専務以下7名と常駐管理の1名の合計数を記載。	③平成27年度収入・支出状況の「人員体制（人）」については、㈱福岡ソフトウェアセンター専務以下7名と常駐管理1名の合計8名体制のうち指定管理料に含む常駐施設管理人の人数を記載。	表示の誤り	
340	⑤備考	参考のその他については、指定管理料に含む各種委託料の合計金額を記載。	③平成27年度収入・支出状況の「その他」については、指定管理料に含む各種委託料の合計金額を記載。	表示の誤り	
362	⑤備考		コミュニティセンター内にて運営であるため、光熱費、燃料費については、中央公民館と面積で按分した分を記載。	修正もれ	
372	運営方式	一部民間委託	包括的民間委託	表示の誤り	
372	⑤備考	勝車投票券販売収入	勝車投票券発売収入	表示の誤り	